

建設経済常任委員会記録

- 1 日 時 令和7年12月17日(水) 午前10時00分～午前11時53分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 三島 好雄
副委員長 岡村 茂樹
委員 君国 泰照 中川 隆志 平岡 実千男 藤沢 宏司
議長 山本 達也
- 4 欠席委員 川崎 孝昭
- 5 委員外議員 坂ノ井 徳 篠脇 丈毅 長友 光子 平井 保彦
- 6 執行部 (建設部) 部長 磯部 浩昭
土木課 課長 上田 佳宏
建築住宅課 課長 木戸三千雄
都市計画課 課長 岸田 稔明
下水道課 課長 糸浴 秀樹
(経済部) 部長 有道 茂一
農林水産課 課長 村田 裕紀
経済建設課 課長 新本 博
商工観光課 課長 水村 康弘
農業委員会事務局 局長 楠原慎太郎
- 7 事務局 次長 寺岡 富美 書記 中村 武尊
- 8 協議事項

1 【付託議案】

- (1) 議案第51号 柳井市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について [都市計画課]
- (2) 議案第56号 柳井市基金条例の一部改正について [農林水産課]
- (3) 議案第59号 柳井市市有林野条例の一部改正について [農林水産課]
- (4) 議案第60号 柳井市下水道条例の一部改正について [下水道課]
- (5) 議案第61号 柳井市農業集落排水施設条例の一部改正について [下水道課]
- (6) 議案第64号 柳井市大島観光センターの指定管理者の指定について [商工観光課]
- (7) 議案第65号 アクティブやないの指定管理者の指定について [商工観光課]
- (8) 議案第68号 字の区域の変更について [経済建設課]
- (9) 議案第69号 市道路線の認定について [土木課]
- (10) 議案第70号 市道路線の廃止について [土木課]
- (11) 議案第71号 [分割付託] 令和7年度柳井市一般会計補正予算(第3号)
- (12) 議案第75号 令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算(第1号) [下水道課]
- (13) 議案第82号 令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算(第2号) [下水道課]

2 【付託調査事項】

- (1) 中心市街地の活性化と企業誘致について
- (2) 地域資源を生かした観光の振興について
- (3) 農林水産業及び地域の活性化について

3【その他】

(開会 午前10時00分)

委員長(三島 好雄) 定刻となりましたので、委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

[「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」]

委員長(三島 好雄) それではただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。委員の皆さん、そして執行部の皆さん、本日は大変お忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、川崎委員より、委員会条例第13条の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、皆様方に御報告いたします。

また、本日の会議に4名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可いたします。

本日、皆様方に御審査をお願いいたしますのは、先の本会議において、本委員会に付託となりました議案13件、付託調査事項及びその他ということでございます。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員さんにつきましては、執行部からの説明、報告に対して、質疑のみが可能であり、意志表明、執行部に対しての要望等はできない申合せになっておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大きな1番の付託議案等の審査を行います。

議案第51号柳井市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

都市計画課長(岸田 稔明) それでは都市計画課から開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について御説明いたします。議案書の14頁を御覧ください。

都市計画法及び都市計画法施行令において、開発区域の面積が0.3ha以上の開発行為にあつては、開発区域の面積3%以上の公園、緑地又は広場の設置が義務付けられ、開発により造成された公園等は、原則、当該市町村に帰属することとされております。しかし、都市計画法施行令が一部改正され、公園等の設置が義務付けられる最低面積0.3haについて、地方公共団体が条例を定めることで1haまで緩和することができるとされました。

本市の公園の整備状況については、市民一人当たりの都市公園面積が約13.1㎡となっており、都市公園法施行令で定められる標準面積10㎡を上回っているほか、都市公園以外の公園も約60か所、総面積約5.4haあり、一定水準にあります。また、開発行為により、利活用しにくい小規模な公園等は増加を続けており、地元住民の高齢化等により、適切な維持管理が困難となっている公園等も年々増加しております。令和5年11月に策定した柳井市都市計画マスタープランにおいて、開発許可に係る公園設置義務の緩和に取り組むとして

おり、策定後、これまで県等関係機関との調整を図ってまいったところでございます。

条例の内容ですが、利活用しにくい小規模な公園等や適切な維持管理が困難な公園等の増加の抑制を図るため、公園等の設置が義務付けられる開発行為の面積の最低限度を0.3haから1haに緩和するものでございます。条例の施行日は、令和8年1月1日としております。以上で説明を終わります。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等はございませんか。

委員（岡村 茂樹） 3条のところで、聞いた限りによると公園とか緑地広場が面積的にどうなのかということなんですけれども、これから開発行為をすることがあった場合は、広いところがなくなって、見直しの面積が少なくなるということなんでしょうか。

都市計画課長（岸田 稔明） これまで都市公園を整備し、それと同時に開発行為に係る公園が整備されてきました。この条例の施行後については、3,000㎡から1万㎡までの開発行為については、公園が義務付けられていないので公園は作らなくても良いとなります。人口減少と社会情勢の変化等もでございます。今まで作られた開発行為等の公園を維持していくのがますます困難になっていくことは予想されるところでございますので、適切に維持管理を図りながら、維持に向けた取組をしたいと考えております。

委員（岡村 茂樹） ほかの自治体も1haぐらいの面積で制定されているところがあるのでしょうか。

都市計画課長（岸田 稔明） 県内13市の中で既に開発行為の面積の最低限度を緩和しているのは、下関市、宇部市、周南市、長門市の4市でございます。全国的にも維持管理が難しくなっているところが多くなってきておりますので、同様な条例を制定している自治体は増加している状況でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（藤沢 宏司） 1ha以上の開発の場合は公園を作らないといけないということですが、例えば、0.7haぐらいを3回に分けたときはどうなるのですか。

都市計画課長（岸田 稔明） 委員がおっしゃられたような状況においては、0.7ha開発して、1年置いたらまた0.7haの開発ができ、また1年置いたらまた0.7ha開発できるような制度になっておりますので、3件続くと2.1haの中には公園が作られないという状況になろうかと思えます。

委員（藤沢 宏司） いいんですかそれで。

都市計画課長（岸田 稔明） 今回は小規模な公園の増加を防ぐということで条例を制定するものでございます。現行の制度においてはそういう形になっているところではございますが、市内全域的には、一定程度の公園が各地にあるということで、それを鑑みながら今後も公園の適正化を図っていきたいと考えております。

委員（藤沢 宏司） 公園は遊ぶところだけじゃなく、災害が起きた時の避難場所とか、火災が起きた時にそこで食い止められる緩衝地帯とかという役目もあるので、本当にそれでいいのかと思えます。今後の検討課題としないといろいろなところで障害が起きてきそうかなと思っております。答えがあればよろしく申し上げます。

都市計画課長（岸田 稔明） 今まででもそういった課題もございまして、運用の中でそういつ

たお願いであるとか、そういったもので対応していきたいと考えております。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（中川 隆志） 藤沢委員も言われていましたが、防災上の考慮をされていますか。

都市計画課長（岸田 稔明） 現在の開発行為の制度であると、3,000㎡の3%という90㎡、1万㎡でも300㎡ということで、極めて小さい緑地、公園ということになります。そういった小規模な公園が増えていくというところで、維持管理が難しいというところもあります。防災上でいくと、既存の都市公園であるとか、公共施設であるとか、公共施設は先ほど申し上げた、1人当たりの公園面積に含まれておりませんので、そういった公共用地のグラウンドとか、そういったものを含めると、防災、避難等に関しては、面積が大きくなるわけございまして、そういった公共施設とのバランスを考えながら、防災上の対応については考えていきたいと思えます。

委員（中川 隆志） 今から考えるのではなく、当然考えてから決めているのではないですか。今から考えるのは遅いではありませんか。

都市計画課長（岸田 稔明） 避難場所等についてはこれまでもいろいろ考えております。開発等の公園については、現在、避難場所として指定しているところがない状況でございます。そういった開発行為のものは面積的に難しいところもありますが、避難場所として適している場所があれば、指定等ができるかどうかも含めて考えていきたいです。

委員（中川 隆志） お気持ちはよく分かるのですが、いざというときには避難場所だけとは限らず、公共の空間なのでいろいろな使い方ができると思うので、そのところはちょっと慎重に判断しないと、一律に決めていいものかどうかというのは、やや議論の余地はあるんじゃないかと思えます。返答はいいですか。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（君国 泰照） 実際に広場があってもあまり美的感覚がなく、行ってみようかなというところがないです。開発行為をするときには、多少なりとも指導してもらいたいです。ただ木を植えればいいのではなく、整備もしてみんなに喜ばれるようになるようにそういう指導はできないですか。

都市計画課長（岸田 稔明） 現状においては、開発公社が開発をするときに造成をするわけなのですが、現状としては公園用地周りにフェンスをするだけで、真砂土を敷くだけの状況の土地が大部分を占めているのが現状でございます。市の開発行為の手引き等もございまして、その辺の中身も含めて、開発行為にあたって業者などに過度の負担を与えることなく、こういった指導ができるかというところについては、これまでも考えてきておりますけれども、今後も適切に対応できるように考えたいと思えます。以上です。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男） 結局1haに緩和するということですが、将来的にはどういうふう管理していくような状況になるのか、具体的なものと、緩和することによってどういうふうな計画をしていくのか、考えてらっしゃるのでしょうか。

都市計画課長（岸田 稔明） 公園の配置等については国の基準等もございまして、それをベースにして、配置計画とかを踏まえて考えてきたいということでございます。将来的にどういふふうになるかということなんですけれども、この条例の制定によってある程度の公園の増

加は抑えられてくると思いますが、公園の維持管理については人口減少、団地内の住民の高齢化と、色々な課題がありますので、そういった配置、中には今まで3,000㎡から1万㎡の公園が、開発行為が重なって点在しているところも一部にはございますので、そういったものに維持管理の在り方を含めて今後検討してまいりたいと考えております。

委員長（三島 好雄） ほかに委員さんのほうからございませんか。ないようでしたら委員外議員さんからございますか。

委員外議員（平井 保彦） この条例をもって、現在ある公園を1万㎡以下であるからということで、公園を駐車場に変えたりとかということは可能になるのですか。

都市計画課長（岸田 稔明） この件につきましては、国の技術的助言とかそういったものがございまして、今回も条例の制定、基準の緩和というところもあわせて、人口減少といった地域の状況を含めて、公園緑地の廃止とか統合とか、検討していったほうがいいのではないかと国技術的助言も出ておりますけれども、今までであった公園については、柳井市でどういうふうな姿勢を示すかというところでございますけれども、今まで造った公園は廃止できないという話になるのか、廃止ができるのか、廃止して駐車場にできるのかどうか、そういった議論も出てこようかと思っております。技術的助言が出てきたのが今年に入ってからですので、今後県との協議を踏まえながら次期の取組みにあった公園の在り方について地元と協議をしながら考えたいと思っております。

委員長（三島 好雄） ほかに委員外議員さんのほうからございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。これより、議案第51号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。次に、議案第56号と議案第59号は関連がございまして、一括して審査を行いたいと思っております。議案第56号柳井市基金条例の一部改正について、議案第59号柳井市市有林野条例の一部改正について執行部から補足説明があればお願いします。

農林水産課長（村田 裕紀） 農林水産課から説明いたします。委員長が言われましたとおり一括して補足説明をいたします。

柳井市伊保庄財産区は、昭和31年の旧柳井市と旧伊保庄村の合併に際し、旧伊保庄村が所有していた一部の山林を、引き続き地域において適切に管理することを目的として設置されたものでございます。

設置当時は、立木の資産価値が高く、山林は地域にとって貴重な財産でありましたが、近年では木材価格の低迷や、伐採・搬出等を含む森林経営に多額の費用を要する状況となり、財産区としての自立的な運営は年々厳しさを増してまいりました。

こうした状況を踏まえ、これまで柳井市伊保庄財産区議会において、財産区を廃止し、市が管理する林野区へ移行することについて、継続的に協議を重ねられてきたところであります。

その結果、令和7年2月開催の全員協議会において、令和7年度をもって伊保庄財産区を廃止し、令和8年度から林野区へ移行する方針が決定されました。本年11月13日に開催された財産区議会においては、令和8年3月31日をもって、柳井市伊保庄財産区議会設置条例及び伊保庄財産区基金条例等を廃止するとともに、財産区が有するすべての財産について、柳井市に対し寄附による無償譲渡を行う旨の決議案が可決されております。

これを受け、本市といたしましては、当該寄附を受け入れるとともに、引き続き伊保庄地区の山林を適切かつ計画的に管理していくため、その管理運営の原資として、新たに柳井市伊保庄林野区積立基金を設置する必要があります。

このため、議案第56号において、柳井市基金条例の一部を改正し、当該基金を新設しようとするものであります。なお、令和7年度末時点における伊保庄財産区の財産につきましても、山林面積が約126ha、基金残高は約2,560万円となる見込みであります。

次に、議案第59号につきましても、先ほど御説明いたしました伊保庄財産区の廃止に伴い、伊保庄地区を新たに伊保庄林野区として位置付けるため、柳井市市有林野条例の一部を改正するものでございます。

伊保庄財産区廃止後の運営体制につきましては、他の林野区と同様に、伊保庄林野区運営委員会を設置し、地元代表者や関係団体の意見を反映させる諮問的機関として、林野区有林の経営、処分及び運営に関する事項について審議いただく体制を整備することとしております。以上により、両議案について補足説明を終わります。

委員長（三島 好雄） ありがとうございます。ただいまの説明を受けまして各委員さんから質疑等がございましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それでは、委員外議員さんから御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでございましたら、これより1案ずつ委員会としての採決を行います。まず、議案第56号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。次は、議案第59号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。続きまして、議案第60号柳井市下水道条例の一部改正についてこれを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

下水道課長（糸谷 秀樹） 議案書の30頁をお願いします。柳井市下水道条例の一部改正について補足説明を申し上げます。本議案は、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた指定工事店に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長等の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事の実施を可能にするため、関係する条例の一部改正をお願いするものであります。

改正の背景としましては、令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって、排水設備等の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえて、災害その他非常の場合において、宅内配管の復旧に対応する事業者を確保し、被災地での排水設備等の工事が、迅速かつ円滑に実施されるよう必要な規定を改正するものでございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ありがとうございます。ただいまの説明を受けまして各委員さんから質疑等がございましたらお願いします。

委員（中川 隆志） 他の自治体の業者に工事を依頼することができるということなだけで、他の自治体といっても広いからどの辺の範囲までを想定されていますか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 全国の市町村の指定工事店を想定しております。

委員（中川 隆志） こういうのはお互い様だと思うのだけど、他の市町についても同様な条例というのはできているのですか。あるいはつくられる予定になっているのでしょうか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 他の市でもこのように条例の改正を行って、他の市町の指定店が工事をできるようにしているところがございます。

委員（藤沢 宏司） 2番は中川委員が言われたところなのですが、括弧の1番、除害施設の新設とはどういう意味なんですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 宅内の汚水を排出する宅内の配管、排水設備のことでございます。

委員（藤沢 宏司） ということは、被災にあつて、家の中が排水と汚水の排水がぐちゃぐちゃになった時に除いて新設をする、そういう時のことをここでは言っていると解釈していいですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） はい、そのとおりでございます。

委員長（三島 好雄） その他委員さんございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 委員外議員さんありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） ないようでしたら以上で質疑を終わります。これより議案第60号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は議案第61号柳井市農業集落排水施設条例の一部改正について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いをいたします。

下水道課長（糸浴 秀樹） それでは31頁をお願いします。柳井市農業集落排水施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。本議案は、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた指定工事店に排水設備の工事を行わせる必要があると認められるときは、他の市町村長等の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備の新設等の工事を実施する工事の実施を可能とするため、関係する条例の一部改正をお願いするもの

であります。改正の趣旨は、先ほど説明いたしました柳井市下水道条例の一部改正と同様でございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） 委員さんから質疑がありましたらどうぞ。

委員（藤沢 宏司） これは先ほどの議案60号と一緒にと言われるんですけど、この書き方が違うじゃないですか。これ除外設備のこととか施設のこととか書いてないですよ。その辺ってどう違うんですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 内容については一緒でございますが、条例の書き方が違っておるといところでございます。

委員（藤沢 宏司） それはそうなのかも知れんけど、だけど、除害施設ってこの議案61号には出てこないですよ。逆に言ったら議案60号の時も出さんでもよかったのかなと思ったりするんですけど。なんか整合性が取れないなと思ってですね。

委員長（三島 好雄） その辺の説明を。

下水道課長（糸浴 秀樹） 国土交通省と農林水産省でそれぞれの標準条例の仕様が異なっておりますので、このような書き方になっております。

委員長（三島 好雄） ほかに委員さんのほうから。

委員（藤沢 宏司） では再度確認ですけど、議案60号も議案61号も同じ内容ということで理解していいですね。

下水道課長（糸浴 秀樹） 同じと理解していただければと思います。

委員長（三島 好雄） その他委員さんございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 委員外議員さんありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） ないようでしたら以上で質疑を終わります。

これより議案第61号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次に議案第64号柳井市大島観光センターの指定管理者の指定について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いをいたします。

商工観光課長（水村 康弘） 34頁をお開きください。議案第64号の補足説明をさせていただきます。現在、柳井市大島観光センターの指定管理が来年の3月31日をもって満了することに伴い、令和7年10月7日から10月20日まで公告により公募を行ったところ、一件の申請がございました。10月27日に指定管理選定委員会を開催し、提出された関係書類に基づきヒアリングを行い、審査の結果、大島産業振興協会が指定管理として適正と認められました。指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明に質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 委員外議員さんありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） ないようでしたら以上で質疑を終わります。これより議案第64号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決を決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第65号アクティブやないの指定管理者の指定について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いをいたします。

商工観光課長（水村 康弘） 35頁をお開きください。議案第65号の補足説明をさせていただきます。現在、アクティブやないの指定管理が来年の3月31日をもって満了することに伴い、令和7年10月7日から10月20日まで公告により公募を行ったところ、一件の申請がございました。10月27日に指定管理選定委員会を開催し、提出された関係書類に基づきヒアリングを行い、審査の結果、広域社団法人柳井広域シルバー人材センターが指定管理として適正と認められました。指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 委員外議員さんありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） ないようでしたら以上で質疑を終わります。これより議案第65号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決を決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は議案第68号字の区域の変更について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いします。

経済建設課長（新本 博） 39頁の議案第68号の字の区域の変更について補足説明をいたします。本議案は、国営南周防土地改良事業の施行に伴い、市内15換地区、総面積179haにおいて進められてきた区画整理工事のうち、完了した4換地区について、換地処分手続きに必要な字の区域の変更を行うもので地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

国営南周防土地改良事業は、農林水産省中国四国農政局南周防農地整備事業所が平成23年度より事業実施主体として施工を行ってきました。今回対象となるのは、日積の大原換地区、日積の東割石換地区、伊保庄第1換地区、伊保庄第2換地区の4換地区となります。

まず、日積の大原換地区は地区面積20.5haで、令和4年度に区画整理工事と暗渠工事が完了いたしました。次に、日積の東割石換地区は地区面積6.5haで、同じく令和4年度

に工事が完了いたしました。

伊保庄第1換地区は地区面積10.8haで、令和4年度までに区画整理工事と暗渠排水工事が完了しております。

最後に、伊保庄第2換地区は地区面積22.3haで、令和5年度までに区画整理工事と暗渠排水工事が完了いたしました。

これらの工事によりまして、農地の大区画化や道路や水路の拡張や付け替えになどにより、工事前後で字の位置に変更が生じたため、換地処分の手続きに必要な字の区域の変更を行うものでございます。以上、議案第68号について補足説明いたしました。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから御質疑、御意見等がありましたらどうぞ。

委員（藤沢 宏司） ちょっと確認なんですけど、これで全部字の区域の変更って終わるんですか。

経済建設課長（新本 博） 全体が15換地区のうち、あと残っておりますのは3換地区でございます。具体的には伊陸中央第1換地区、そして伊陸中央第3換地区と第4換地区が残っているとございます。以上です。

委員長（三島 好雄） 他に委員さんのほうから質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 委員外議員さんのほうから質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） ないようでしたら以上で質疑を終わります。これより議案第68号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。次は、議案第69号市道路線の認定についてであります。これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いをいたします。

土木課長（上田 佳宏） それでは、議案書48頁からの議案第69号につきまして、補足説明をいたします。今回の市道認定をお願いする伊豫金5号線は、今年度、民間開発行為により設置された団地内道路であり、市道認定基準に適合していることから認定をお願いするものでございます。議案書の58頁の位置図となります。

また次の、山崎4号線他の30路線は、過去、民間開発行為により設置された団地内道路でございます。議案書の59頁から84頁までのうち、30路線の位置図となりますので、御覧ください。当該道路を適正に管理していく上で市道認定基準に適合しているものは、市道として柳井市が管理していくことが望ましいことから、令和5年3月1日に要綱の改正を行いまして、開発行為や土地区画整備事業によるもので、4m以上の幅員があれば、すべて道路について市道認定することが可能となりました。

過去に開発行為の許可を受けた団地内道路は、柳井市に帰属することになっており、50路線については市道認定を行われておりませんでした。昨年度、令和6年度に、20路線の市道認定を行い、今年度は残りの30路線について市道認定をお願いするものでございます。

次に、議案書の76ページの位置図になります岡土居線は、国営南周防土地改良事業に伴い、中村1号線の代替として整備された道路であり、道路形態が認定基準に適合しているため、市道認定をお願いするものです。

次に、77ページの苗代地2号線は、周辺住民が整備を行った既設の団地内道路であり、道路形態が認定基準に適合しているため、市道認定をお願いするものです。

そして、議案書の85ページの疫神宮田線は、旧柳井南中学校跡地の利活用を推進するため設置される道路であり、認定基準に適合しているため、市道認定をお願いするものです。このたびは、市道認定を34路線をお願いすることになります。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ありがとうございます。ただ今の説明を受けまして、各議員さんから質疑がありましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 委員外議員さん。

委員外議員（篠脇 丈毅） ちょっとお尋ねをさせてください。市道認定が遅れた理由は、登記と寄附行為に手間取ったということでしょうか。

土木課長（上田 佳宏） 今回行った市道認定については、令和5年に要綱改正を行いまして、開発行為により整備された幅員4m以上の道路であれば全て認定するというので、昨年度から2か年をかけて認定を行ったところでございます。

委員長（三島 好雄） ほかに委員外議員さんのほうからございませんか。ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これにより、議案第69号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は、全員異議なく原案のとおり可決としました。

次に、議案第70号市道路線の廃止について、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いいたします。

土木課長（上田 佳宏） 議案書86ページからの議案第70号につきまして、補足説明をいたします。このたび、市道廃止をお願いいたします中村1号線は、国営南周防土地改良事業により代替路線が整備されたことから、廃止しても支障がないと認められるため、市道を廃止するものでございます。議案書の88ページの位置図となります。位置図上段に表示のとおり、市道久可地大原線から南側に位置するものです。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ありがとうございます。ただいまの説明を受けまして、質疑がありましたら、委員さんの方からどうぞ。

委員（岡村 茂樹） これ廃止になった後どのようなになるんですか。道は。

土木課長（上田 佳宏） 今回の廃止は、終点が変わったことによるもので、路線変更の廃止の対象となります。

委員（岡村 茂樹） 要は、廃止になった路線がその後どのように、例えば何か活用されるとか、その辺もお聞きしたいと。

土木課長（上田 佳宏） 今回、中村1号線を廃止することにしております。これは終点の変更

ということで廃止の案件になります。代替として、先ほど認定の方で説明いたしました76号、こちらを御覧ください。ほ場整備により道路の形態が変わったということ、終点のほうが変わったということで、こちらを新たに丘の土居線ということで認定をしております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） 他に委員さんのほうから。ないようでしたら委員外議員のほうから。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） ないようでしたら以上で質疑を終わります。

これより議案第70号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は、全員異議なく原案のとおり可決としました。

次は、分割付託となっております。議案第71号令和7年度柳井市一般会計予算補正予算（第3号）、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いをいたします。

農林水産課長（村田 裕紀） 37号をお願いします。県支出金の3目農業振興費の需用費につきましては、中山間地域等直接支払制度を円滑に推進するために必要となる事務費でございます。具体的には、現在39集落で締結されている集落協定に係る資料作成等に伴う消耗品費であり、県から追加の補助があったことから、今回増額を行うものでございます。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度に創設され、5年間で1期として実施されており、令和7年度からは第6期対策に移行しております。この第6期対策への移行にあたり、制度内容の周知や新たな取組に関する説明会の開催、協定更新に必要な計画書や図面等の資料作成・修正が必要となったことから、消耗品費を増額するものでございます。なお消耗品費につきましては、全額国からの交付金を財源としております。

続きまして、38号をお願いします。農業費の負担金補助及び交付金につきまして御説明いたします。中山間地域等直接支払交付金につきましては、先ほど御説明しました第6期対策における制度改正により、地域の実情に応じた集落協定の再編が進められた結果、ネットワーク化やスマート化などの加算措置に取り組む協定数が増加し、交付対象面積が拡大したことから、交付金を増額するものでございます。

なお、ネットワーク加算とは、複数の集落が連携して農地や地域活動の維持に取り組む場合に、通常の交付金に上乗せして交付される加算措置でございます。スマート農業とは、ICTやロボット技術などの先端技術を活用して、農作業の省力化・効率化を図り、担い手不足の解消や生産性の向上につなげる農業のことです。主にドローンを活用した取り組みとなっております。

次に、その下段の環境保全型農業直接支払交付金について御説明いたします。本補正は、交付対象となる取組面積が増加したことに伴うものであり、当初予算に比べ約2.7haの増加となっております。本制度は、化学肥料及び化学合成農薬の使用を、県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組に加え、環境に配慮した営農活動を併せて実施することを要件とするものであります。本市において対象となっている環境に配慮した営農活動は、次の3つであります。

まず、1つ目は有機農業であります。取組面積は9.59haで、主に酒米を中心とした作物を対象としております。化学肥料及び化学合成農薬を一切使用せず、堆肥等の有機物による土づくりを行うことが要件となっており、10a当たり1万4,000円が交付されております。

次に、堆肥の施用であります。取組面積は19.19haで、家畜ふん堆肥等を一定量ほ場に施用し、トラクター等により土中にすき込む取組であり、10a当たり3,600円が交付されます。

次に、緑肥の施用であります。取組面積は4.47haで、レンゲ等の緑肥作物を播種し、生育後に収穫せずそのまま土中にすき込み、有機物として還元する取組であり、10a当たり5,000円が交付されています。これら3つの取組につきましては、市内の3つの農家団体が、それぞれ1つの取組を選択して実施しているものであります。次にその下の環境保全型農業直接支払交付金につきましても交付金交付対象面積が増加したことによる補正でございます。当初より約2.7ha増加したことと、有機農業単価が1ha当たり、1万2,000円から1万4,000円に増額されたことによるものです。

続きまして、やまぐち農業担い手の経営発展支援事業でございます。本事業は、令和7年7月に県が新たに創設した事業であり、規模拡大や事業内容の充実を目指す農業法人が、他法人等を統合する取組に対し、必要となる農業機械の導入を支援するものであります。令和7年度におきましては、農事組合法人讃気が、構成員の高齢化に伴い事業規模を縮小することとなりました。これにより、同法人が請け負っていた経営農地及び阿月地区の個人生産者が経営する農地を、さいとう牧場株式会社が継承し、経営規模を現状の19.4haから、3年後には37.1haへ拡大する計画となっております。

このような経営規模の拡大に対応し、作業の効率化や生産性の向上を図るため、直進アシスト機能を備えた高性能トラクターを導入するものであります。本市といたしましても、県事業を活用し、導入費用の2分の1を支援することとしており、その補助内訳は、県補助が3分の1、本市補助が6分の1となっております。以上でございます。

商工観光課長（水村 康弘） 補正予算書40頁をお願いいたします。商工費の商工振興費でございます。委託料の公共交通デジタル化推進業務委託料につきましては、現在カード方式で運用しているデジタル助成券YANACAについて、当初の予定通り令和8年1月からスマートフォンのアプリでも運用を開始いたします。これに伴い、円滑な移行と利用者の利便性向上を図り、今後、高齢者お出かけサポートでもYANACAを利用できるようにするため、システムの追加改修が必要となったことから、今回の補正予算を計上するものでございます。

次に観光費についてですが、大阪関西万博への市町出展に対する助成金が入りますので、一般財源を山口県市町村振興協会助成金に振り替えるものでございます。

続きまして流通対策費ですが、備品購入費のパソコン購入費ですが、消費生活相談員が使用しているパソコン2台の買い替えによるものでございます。

土木課長（上田 佳宏） それでは続きまして、補正予算書42頁をお願いいたします。河川費河川総務でございます。重要河川維持の優先を行う予算でございます。タブレット資料01の土木課関係工事一覧表を御覧ください。資料1頁をお願いします。河川浚渫補修工事については、市が管理する重要河川30河川のうち、新設に関する5か年の個別計画において位

置付けられた1河川、今回伊保庄の神出川について、浚渫工事に要する経費の増額をお願いするものでございます。

経済建設課長（新本 博） 補正予算書の50頁をお願いいたします。農林施設災害復旧工事についてでございます。農林水産業施設災害復旧費は8月の豪雨により被災した農林施設災害の復旧に必要な費用を計上しております。

はじめに、令和7年8月9日から11日にかけて、山口県西部では線状降水帯が発生し、非常に強い雨が長時間降り続けました。黒杭川ダム観測所では、8月9日23時から翌10日23時までの間に24時間で140ミリの雨が記録され、この大雨により災害が発生したところでございます。

また、これらの災害につきましては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、この災害が激甚災害に指定され、復旧のための特別な財政支援が行われる見通しとなっているところでございます。

それでは、予算のほうを説明させていただきます。1目現年農林業施設災害復旧費の12節 委託料の測量設計委託料は、単独災害7件の農業用施設の復旧に伴う測量・設計の費用を計上しております。次に13節使用料及び賃借料の重機等借上料は土砂により閉塞した水路の排土取除きなどを行う費用を計上しております。

51頁をお願いいたします。14節の工事請負費の単独災害復旧工事費についてですが、タブレットの02経済建設課をお願いいたします。1頁目が被災した箇所的位置図と一覧となります。そして2頁目から7頁までが各箇所の被災状況の写真となります。単独災害復旧工事は農業施設の道路7件と水路10件の合わせて17件の復旧費用を計上しております。

次に工事請負費の補助災害復旧工事費についてですが、タブレットの03経済建設課をお願いいたします。1頁が被災した箇所的位置図と一覧となります。そして2頁から4頁までが各箇所の被災状況の写真となります。補助災害は農業施設の水路6件と余田西山ため池1件の合わせて7件の復旧費用を計上しております。

次に土木施設災害復旧費でございます。8月の豪雨の農林施設災害の採択基準に合致しない法定外公共物の赤線の道路と青線の水路の復旧に必要な経費を計上しております。1目現年土木施設災害復旧費の12節委託料の測量・設計委託料は道路2件と水路1件の測量設計の費用を計上しております。

14節の工事請負費の単独災害復旧工事費は、タブレットの04経済建設課をお願いいたします。1頁目が被災した箇所的位置図と一覧となります。そして2頁が各箇所の被災状況の写真となります。2,360万円のうち960万円が経済建設課となります。法定外公共物の道路2件と法定外公共物の水路1件の復旧費用を計上しているところです。

土木課長（上田 佳宏） 同じく工事請負費の土木課分につきまして、単独災害復旧工事費がでございます。タブレット資料01の2頁からとなります。災害について、8月9日から11日までの豪雨により被災いたしました、公共土木施設災害と法定外公共物道路の復旧に要する費用を計上するものです。伊陸地区2か所、日積地区5か所、神代地区1か所、伊保庄地区1か所、計8か所を復旧いたします。3頁からは箇所ごとの被災状況の写真をつけております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） それでは1時間過ぎましたので10分間休憩します。16分まで。

(休憩 午前11時6分)

(再開 午前11時14分)

委員長（三島 好雄） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。残りのところお願いします。

経済建設課長（新本 博） 補正予算書の7頁をお願いいたします。繰越明許費ですが、まず2段目の漁港機能保全事業についてでございます。漁港機能保全事業は、鳴門漁港遠崎A防波堤実施設計業務と平郡浦A物揚げ場機能保全工事の繰り越しとなります。鳴門漁港遠崎A防波堤実施設計業務は、潜水調査の実施に際し、潜水士の確保や警戒船に関する調整に日数を要し年度内での完了が困難となりました。平郡浦A物揚げ場機能保全工事は、入札の不調による再入札の実施により適正な工期が困難となり、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、3段目の漁港施設機能強化事業は、漁港西B防波堤施設機能強化工事について、工事に伴う警戒船の手配や海上工事に必要な人材の確保に日数を要し、繰り越しをお願いするものでございます。次に、5段目の農業用施設災害復旧事業公共災害現年と、6段目の農業用施設災害復旧事業単独災害現年、そして8段目の法定外公共物等災害復旧事業単独災害現年の3事業につきましては、来年1月の工事発注を予定していることから、年度内に適正な工期を確保することが困難であるほか、復旧に伴う人材の確保も必要なため、繰り越しをお願いするものでございます。

土木課長（上田 佳宏） 続きまして、土木課に係る土木施設災害復旧工事費は下から2段目からとなります。先ほど御説明いたしました公共土木施設と法定外公共物の9件の災害復旧ですが、これから工事発注の手続きに入り、適正な工期が確保できないため繰り越すものでございます。

続きまして、次に債務負担行為補正についてですが、8頁をお願いします。上から6番目の樋門管理委託料につきましては、土穂石川排水機場及び柳井川排水機場の管理を、令和8年4月1日から業務委託を必要とし、令和8年3月中に入札を行うために、債務負担行為をお願いするものでございます。

都市計画課長（岸田 稔明） 同じページの次の段、地下道清掃業務委託料でございます。こちらについても、新年度当初から柳井駅南北地下道の清掃業務を行う必要があり、債務負担行為の設定を行うものでございます。令和7年度までの3か年の業務委託が終わりますので、次の令和8年度から10年度までの3か年としております。以上です。

農林水産課長（村田 裕紀） 続きまして、やまぐちフラワーランド管理運営補助金の債務負担行為でございます。現在のやまぐちフラワーランドの指定管理者は、令和7年度末をもって指定期間が満了となることから、令和8年度から令和12年度までの5年間を指定期間とする第5次やまぐちフラワーランド管理運営補助金を支出するものであります。

本年9月に第5次指定管理者の募集が行われ、一般財団法人やない花のまちづくり振興財団が優先交渉権者に選定されました。11月の県議会に当財団が12月12日の県議会定例会において、指定管理者として可決されております。指定管理料につきましては、これまでと同様に県と市が65対35の割合で負担するとともに、本市負担分を補助金として交付するため、今回、債務負担行為補正に計上するものであります。なお、本市の負担額は、5年

間の総額で3億6,032万5,000円となり、年額に換算いたしますと7,206万5,000円となっております。以上でございます。

商工観光課長（水村 康弘） 次のアクティブやない管理運営委託料につきましては、先ほど、議案で御審議いただきましたものの債務負担行為の補正でございます。一段下の、柳井駅前トイレ清掃業務につきましては、令和8年度から令和10年度までの3か年を対象とした債務負担行為の補正でございます。次の、大島観光センター管理運営委託料につきましても、先ほど議案で御審議いただいたものの債務負担行為の補正でございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいま説明が執行部からございました。質疑がありましたらお願いします。

委員（藤沢 宏司） すみません。ここで質問していいかどうかわかりませんが、柳井駅前のトイレは債務負担行為があるじゃないですか。大島駅のところのトイレってどうするんですかね。

商工観光課長（水村 康弘） 柳井駅前トイレにつきましては、JRメンテックさんという業者が執っております。これはもともとJRの駅を毎日掃除される上で、その延長線上で柳井駅のトイレを掃除していただいたものでございました。大島駅につきましても、そういったところと問い合わせをいたしました。大島駅のトイレは実はJRメンテックさんは週に1度しかトイレの掃除をしておらず、うちの条件であります週に5回のトイレの清掃ということになりますと、ちょっと条件が違うということで、逆に高額になるというところで、単年度での今契約のため債務負担行為にはあげない予定としております。

委員（藤沢 宏司） 債務負担行為に上げないということになると、今の状況と来年度はどうなるということですかね。何かその期間が空いて清掃がされない期間とか出てくるということですか。

商工観光課長（水村 康弘） そういったものではございませんで、3月の議会議決後にはなりますが、業者のほうを今回と同じように選定いたしまして、決まった業者が4月1日からまたやっただくような形でございます。ちなみに今現在はシルバー人材センターの方に委託しているような状況でございます。

委員長（三島 好雄） ほかにございませんか。

委員（平岡 実千男） 1点ほど、40分の公共交通デジタル化推進事業のところ、YANACAをスマートフォンアプリで使用可能になるとおっしゃったと思うんですけど、スマートフォンアプリで使われる人はそちらで一本化されるわけですか。併用とかはなしということですか。

商工観光課長（水村 康弘） カードをスマートフォンアプリに連携させて使います。スマートフォンアプリでもカード単独でも使うことはできますので、併用して使うことはできます。

委員長（三島 好雄） ほかに委員さんの方から。ないようでしたら委員外議員さん。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） ほかにないようでしたら以上で質疑を終わります。これより議案第71号中の本委員会所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号中の本委員会所管部分に

については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。次は、議案第75号、令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算第1号、これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いをいたします。

下水道課長（糸浴 秀樹） 議案第75号、令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。別冊の下水道事業会計補正予算書をお願いします。その中で、14号の下水道事業会計補正予算実施計画明細書をお願いします。収益的支出におきまして、営業費用のポンプ場費及び総係費の給料、手当等の補正は、人事異動によるものです。

次に、15号の、資本的収入の企業債は、柳井浄化センターにおける監視制御設備工事の施工調整を行いまして、下水道事業債での実施が可能となったことから、当初予定の一般財源から企業債に財源更正をするものでございます。

次に、9号をお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。大水道ポンプ場管理業務委託料、田布路木ポンプ場管理業務委託料及び古開作雨水ポンプ場管理業務委託料については、令和8年度当初から業務委託ができるよう今年度中に契約手続きを行うため、債務負担行為の設定をお願いするものです。以上でございます。

委員長（三島 好雄） それでは質疑がありましたらお願いします。

委員（藤沢 宏司） 9号のところの業務委託料なんですけど、これ1年平均すると上から800万、600万、1,000万円ですよね。どこまでの委託をするんですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 通常の維持管理、定期点検、さらに、大雨、台風に備えて現地に場内に配置していただいて、運転等を行っていただくところでございます。

委員（藤沢 宏司） ということは、通常の運転管理はそうなんでしょうけど、定期的に、どう言ったらいいのかな、ちゃんとポンプが回るかとか、災害時に例えば除塵機でいろんなもの取るじゃないですか。そういうものの処分をするとか、ああいう日常点検とかも含めて全部されるということなんですか。もう1つ、大きなものが壊れた時とかいうのはですね、この経費の中で見るのか見ないのか、その辺ってどうなるんですかね。

下水道課長（糸浴 秀樹） 維持管理の中で定期的な点検、エンジンの稼働状況等も含めて全てお願いしているところです。もしも異常があって壊れた場合は、この中の委託料の中では修繕費は含まれておりませんので、市から修繕業務を発注するようにしております。

委員（藤沢 宏司） ということは、通常の管理は全部そこに任せてやってもらっているということですよね。例えばそれって日報とかなんとか出てきてから、そういうの確認も一応はしているということなんですか。

下水道課長（糸浴 秀樹） 月に1回報告書を提出していただいて、それを確認しているようにしております。

委員長（三島 好雄） ほかに委員さんからございましたらどうぞ。ないようでしたら委員外議員さんどうぞ。ないようでしたら質疑を終わります。これより議案第75号について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。次は、議案第82号、令和7年度下水道事業会計補正予算（第2

号)これを議題といたします。執行部から補足説明があればお願いをいたします。

下水道課長(糸谷 秀樹) 議案第82号、令和7年度柳井市下水道事業会計補正予算(第2号)の補足説明を申し上げます。別冊の補正予算書(12月補正追加)で説明させていただきます。その中の12号の実施計画明細書をお願いします。収益的支出における営業費用のポンプ場費及び総係費の補正は、人事院勧告に基づいて行われる市職員の給与改定に準じて、給料、手当等の補正を行うものでございます。以上でございます。

委員長(三島 好雄) ただいまの説明を受けまして、質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(三島 好雄) ないようでしたら委員外議員さん。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(三島 好雄) それではないようでしたら、以上で質疑を終わります。これより議案第82号について委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか?

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(三島 好雄) 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は、全員異議なく原案のとおり可決と決しました。次は大きな2番目の付託調査事項についてであります。1番目の中心市街地の活性化と企業誘致について、執行部から報告事項等がございましたらお願いをいたします。

建設部長(磯部 浩昭) 報告事項はございません。

委員長(三島 好雄) それでは議員さんのほうから、この中心市街地の活性化と企業誘致について、何か質疑がありましたらどうぞ。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(三島 好雄) それではないようでしたら、以上でこの件についての協議、審査を終わらせていただきます。続きまして、2番目の地域資源を生かした観光の振興について、執行部から報告事項等がございましたらお願いをいたします。

商工観光課長(水村 康弘) 商工観光課から3点ほど御報告申し上げます。まず1点目ですが、10月5日に開催いたしました2025サザンセット・ロングライドinやまぐちについて、御報告いたします。エントリー者数は407名、当日の出走者数は376名、完走者数は359名で、完走率は95.5%となりました。前日まで雨が降っておりましたが、スタート時刻の午前6時ごろには曇りとなり、路面は濡れていたものの、心配された天候も次第に回復いたしました。コース上では、サザンセット伊保庄マリパークを活用してエイドステーションを設営し、またゴール地点では、柳井市観光協会による観光物販ブースを開設するなど、ライダーの皆様へのおもてなしに努めました。

本イベントは、タイムを競うレースではなく、サザンセット地域の景観を楽しんでいただくサイクリングイベントとして実施しており、一般車両への交通規制は、行っておりません。参加者には、交通ルールの遵守を徹底し、並走など交通事故につながる危険行為を禁止したうえで運営いたしました。なお、残念ながら4件の転倒事故が発生しましたが、いずれも迅速に対応し、現在は回復に向かわれていると伺っております。

続きまして、2点目といたしましては、11月16日に大畠観光協会が主催で開催いたし

ました大島瀬戸うずしおクルーズ体験ツアーについて御報告いたします。大島瀬戸は潮流が速く、最大流速は9ノットにも達し、大小の暗礁が点在する航行上の難所であり、満潮時・干潮時には渦潮が発生いたします。また、周防灘と広島湾を結ぶ最短航路であることから大型船の航行も多く、1976年には、連続トラス橋形式の大島大橋が竣工しております。本ツアーでは、遊覧船で渦潮の近くまで接近し、大島瀬戸を中心に周遊することで、海上からの雄大で美しい景色を御覧いただきました。

当日は、県内外から30名の参加があり、柳井シーフードストリートの参加店舗において、大島瀬戸の急潮で育った、魚介を使った料理を楽しんでいただきました。また、月性展示館の見学、文香作成体験、伊陸平和の碑の見学を行い、さらに伊陸ロンサムレディ号平和記念館、館長の武永様より御講演をいただきました。ツアーの最後には、ふれあいどころ437に立ち寄り、参加者の皆様には、柳井の特産品をお土産として購入していただきました。

続きまして、3点目ですが、11月23日に開催いたしました第68回柳井まつりについてです。昨年までは、バタフライアリーナの改修工事に伴い、展示部、農林水産業展、福祉の市の会場を柳井市文化福祉会館やストーンマーケット翠が丘公園駐車場などへ移設して実施しておりましたが、本年度は、各催しを本来の会場へ戻して開催いたしました。当日は、天候にも恵まれ、約4万5,000人の来場者をお迎えすることができ、無事に終了いたしましたので御報告申し上げます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの報告について、委員さんのほうから質疑がありましたらお願いをします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それでは委員外議員さん。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それでは議員さんから、地域資源を生かした観光の振興について、議員さんの方から何か御意見とかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でこの件についての協議、審査を終わらせていただきます。続きまして、3番目の農林水産業及び地域の活性化について、執行部から報告事項等がございましたらお願いします。

農林水産課長（村田 裕紀） 農林水産課から有害鳥獣捕獲実績について報告いたします。9月から10月までのイノシシの捕獲につきましては119頭でございます。4月から10月末までの捕獲頭数は460頭でございます。続きまして、猿につきましては、9月から10月までは0頭で、4月から10月31日までは3頭となっております。また、クマの目撃情報につきましては、現在のところ21件となっております。昨年は26件でありましたので、ほぼ同じような状況となっております。なお、クマにつきましては、11日か13日にですね、伊陸の方で1頭をイノシシの罠の錯誤捕獲により1頭捕獲されております。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ただいまの説明を受けまして、各委員さんから何か御質疑等ありましたらお願いをいたします。

委員（藤沢 宏司） 法律が変わって、市内で猟銃が撃てるようになりましたよね。それは柳井

市内で、あれはイノシシも撃てるんですけど、イノシシとかクマが街の中で撃てるようになりましたよね。それはもし出た時に撃てるんですか。そういう整備はもうされておるんですか。教えてください。

農林水産課長（村田 裕紀） 11月13日でしたか、その時に県のマニュアルが出ておりまして、緊急事態につきまして、今それを整備している状況でございます。マニュアル自体はまだ作成中ということでございます。

委員（藤沢 宏司） そんなことでは間に合わんでしょう。もし何かあった時に、そういうことの可能性が出てきた時にどうされるんですか。部長どうされるんですか。

経済部長（有道 茂一） 緊急銃猟についてはですね、市街地にクマが出た時の対応ということで、これはもう県が最近マニュアル、そういったものを作られたということなんですが、それに合わせてですね、県内の市町も今からそういったものを作成していくということになります。地元にあったものを作っていくということで、岩国市が一番早く作成しているという状況ですけども、ほとんどが県内においては今からマニュアルを作っていくという状況にはなりません。そして市街地に出るといことはですね、いろんなことを想定して準備しておかないといけないと思っています。例えば、銃を撃つ方のためにですね、また細かい話ですけども、盾がいるとかですね、ヘルメットがいるとか、道路を規制するとか、市街地に出るのですから、住民の皆さんに逃げさせていただいておかないといけないということで、例えば、住民の方に、スタッフが指示をする場合には、スタッフとわかるような腕章を付けたりとかですね、あらゆることを想定して準備しないといけない。また、鉄砲で撃った弾が、万一家に当たって、その家がちょっと壊れたとかになった時も、保険もいろいろ考えないといけないというのがありますので、その準備のことも考えていかないといけないということです。マニュアルの作成もそうですし、緊急銃猟するためのいろいろな道具や必要なものを購入していかないといけない。そういった準備をするために、今一生懸命農林水産課で検討しているところでございます。

委員（藤沢 宏司） もう、日本中でいろんなところでやっているわけじゃないですか。それを見てから作成するとか、そんなのがあってもいいのかなと思いますけど。これ以上言いませんけど、なんか対応って遅くないですか。

経済部長（有道 茂一） 秋田とか東北で出ているクマの状態とですね、今山口県内の状態というのはかなり違っておりまして、東北で起きていますクマっていうのはですね、いわゆるアーバンベアというふうに言われておりまして、かなりもう地元まで下りてきて、どこに人間が食べた餌があって、それを食べたら美味しいっていうのをわかっています。もうどこに行ったらご飯が食べられるのをわかっているの、あちこち動き回り、人間をあまり警戒しなくなっているという状態があります。一方山口県にいるクマというのはですね、私たちがクマの対応をするときに、音を鳴らしたり、ラジオを鳴らしたりっていうのは、やっぱり人間をまだ怖がっています。性質がですね、かなり違うということで、緊急銃猟っていうのはまだ県内でも発生しておりませんが、ちょっと東北と事情が違うということを御理解いただければと思っています。

委員長（三島 好雄） ほかに委員さんの方から質疑はありませんか。ないようでしたら委員外議員さん。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、ほかに報告がありますか。

経済建設課長（新本 博） 国営緊急農地再編整備事業、南周防地区について報告させていただきます。資料はタブレットの05経済建設課をお願いします。2頁には位置図と令和8年度の工事実施予定箇所をお示ししています。国営緊急農地再編整備事業、南周防地区は、中四国農政局南周防農地整備事業所が事業主体となり柳井市・光市・田布施町の2市1町により整備を進めているところです。この事業は、農地の区画整理や排水施設の整備を通じて、農業生産基盤の強化と効率的な土地利用を図る大規模な事業となっています。

それでは事業の概要を説明いたします。①の受益市町及び受益面積についてです。総受益面積は577haのうち、光市1.0ha、柳井市322.8ha、田布施町253.2haで柳井市が最大の受益地となっています。

②の換地区数は全体で30換地区のうち柳井市が15換地区、田布施町が15換地区でそのうち光市の1換地区を含んでいます。

次に③の受益者数は総数1,595人となりそのうち柳井市が802人と半数を占めているところです。

④の事業期間についてですが当初は、平成23年度から令和9年度までの17年間で予定しましたが、田布施町の一部の換地区の工事の遅れによりまして、今年9月に中四国農政局南周防農地整備事業所において計画変更手続きが行われ事業完了年度を1年延伸することが決定し事業完了年度が令和10年度と変更になっているところです。

次に⑤の事業費についてです。令和6年度末時点での、総事業費313億円のうち柳井市分の事業費は123億円となっております。主な内訳は、区画整理に103億円、暗渠排水に14億円、農業用排水これは伊陸宮ヶ原ため池を改修した費用ですが6.5億円となっております。これらの事業費の負担割合は表のカッコに示しているとおりで柳井市の区画整理と暗渠排水の負担率は5%で農業用排水は6.13%となっているところです。

次に⑥の柳井市の進捗状況についてですが、区画整理工事と暗渠排水工事のすべての工事は令和7年度までに完了する予定です。また、新しい土地への登記を行う換地処分は令和6年度までに7換地区が完了しており、残り8換地区も令和9年度までの完了の予定となっているところです。

この南周防地区の農地再編整備事業は、柳井市が最大の受益地として中心的役割を担うなかで、工事や換地処分も計画的に進み令和10年度の完了を目指して着実に進捗しており地域農業の基盤強化により効率的な農業経営に大きく寄与する事業となっているところです。報告は以上です。

委員長（三島 好雄） ありがとうございます。ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから質疑があったらお願いします。

委員（中川 隆志） ここで柳井市の受益者は802人って言っているんだけど、この受益者っていうのは稲作をやっている人、それともそれ以外の人も含んでいますか。

経済建設課長（新本 博） 土地改良事業でいきますと、いわゆる受益者、こちらの方は土地所有者ということになります。それから、稲作をやられている耕作者の場合もありますし、担い手の方、そういったことを含めて、実数でいきますと802人ということになります。

委員（中川 隆志） 受益者であり農業者である人は1人と数えているのか、それとも受益者2人と数えているのか。

経済建設課長（新本 博） 土地所有者と作り手側をカウントしておりますので、重複している場合は1となります。

委員長（三島 好雄） ほかに委員さんのほうからございましたらどうぞ。ないようでしたら委員外議員さん。よろしいですか。ないようでございましたら、報告事項等で何かこの調査事項について御質疑等がございましたら、委員さんございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） ないようでございましたら、以上でこの件についての協議・審査を終わらせていただきます。次に、大きな3番のその他の事項についてでございます。執行部から本委員会に対して何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

商工観光課長（水村 康弘） 商工観光課から説明させていただきます。10月1日より開始いたしました柳井市おでかけサポート事業について御報告いたします。本事業は、市民の皆様がより外出しやすい環境を整えることで、社会参加の促進を図ることを目的としております。対象者は市内在住で15歳以上75歳未満の方のうち、日常的に自動車を運転されず、かつ障害者タクシー福祉乗車割引証の交付を受けていない方です。ただし、平郡地区にお住まいの方につきましては、自動車の運転の有無に関わらず対象としております。10月1日から12月16日までの申請者数は511名で、年代別では70代が133名と最も多く、次いで10代が118名、60代が114名となっております。

今後の予定といたしましては、先ほど補正予算の説明でも触れましたが、令和8年1月20日よりスマートフォンアプリでもデジタル助成券YANACAの利用を開始する予定でございます。これにより、カードを持ち歩かずに決済が可能となる他、残高もアプリ上で確認できるようになります。また、高齢者おでかけサポート事業につきましても、デジタル化の導入を検討しているところでございます。金額等につきましては、現行の高齢者おでかけサポート事業の内容を踏襲し、デジタル化を進めてまいり所存でございます。以上でございます。

委員長（三島 好雄） ありがとうございます。ただいまの説明を受けまして、委員さんのほうから質疑がありましたらどうぞ。

委員（藤沢 宏司） YANACAは今もバスはダメだったですよ。おでかけサポート一緒にするということなんでしょうけど、結局そうなると来年の4月からバスは今の状況だったらダメになるんですか。

商工観光課長（水村 康弘） 防長バスさんとの協議は続けておりますが、今のところいきますと、まだ結論に至っておらないというところで、このままいきますと、4月1日のバスの利用は難しいということになります。以上です。

委員長（三島 好雄） ほかに委員さんからありましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それでは委員外議員さん。ないようでしたら、その他の件で、各委員の皆さんから、本委員会の所管に属する事項について御質疑等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（三島 好雄） それではないようでしたら、以上でその他の事項につきましても終わらせていただきます。

皆様方には、慎重なる御審議をいただきまして、誠に御苦労さまでございました。それではこれもちまして本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前11時53分)

委員長署名 _____ 三島 好雄 _____